

## 「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

旧	新
<p data-bbox="219 300 779 331">- 1 - 2 態勢編・第一種金融商品取引業者</p> <p data-bbox="190 395 414 427">1 . 内部管理態勢</p> <p data-bbox="190 491 414 523">(6) 業務運営状況</p> <p data-bbox="280 542 436 571">~ (略)</p> <p data-bbox="246 587 347 619">(新設)</p> <p data-bbox="235 829 481 861">__ . __ . __ (略)</p> <p data-bbox="190 970 436 1002">2 . リスク管理態勢</p> <p data-bbox="190 1069 638 1101">(2) リスク管理手法及び規程の整備</p> <p data-bbox="280 1117 436 1145">・ (略)</p> <p data-bbox="246 1165 347 1197">(新設)</p>	<p data-bbox="1160 300 1720 331">- 1 - 2 態勢編・第一種金融商品取引業者</p> <p data-bbox="1131 395 1355 427">1 . 内部管理態勢</p> <p data-bbox="1131 491 1355 523">(6) 業務運営状況</p> <p data-bbox="1220 542 1377 571">~ (略)</p> <p data-bbox="1209 587 2049 810"><u>個人向けに通貨関連デリバティブ取引又は有価証券関連店頭デリバティブ取引を行う場合に、顧客の損失が預託した証拠金を上回ることがないようにロスカット水準を定めるなど、ロスカット取引を行うための体制を整備しているか。また、ロスカット取引を適切に行っているか。</u></p> <p data-bbox="1187 829 1433 861">__ . __ . __ (略)</p> <p data-bbox="1131 970 1377 1002">2 . リスク管理態勢</p> <p data-bbox="1131 1069 1579 1101">(2) リスク管理手法及び規程の整備</p> <p data-bbox="1220 1117 1377 1145">・ (略)</p> <p data-bbox="1209 1165 2049 1388"><u>低スプレッドの通貨関連店頭デリバティブ取引又は有価証券関連店頭デリバティブ取引を提供する場合に、低スプレッド取引のリスクを十分に認識し、当該取引の取引量、取引内容及び自社の財務状況に与える影響等を把握するなど、適切なリスク管理態勢を構築しているか。</u></p>

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

<p>—</p> <p>- 2 - 2 業務編・第一種金融商品取引業者</p> <p>9 . 分別管理業務</p> <p>(5) <u>デリバティブ取引に係る顧客分別金</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ (略)</li></ul> <p><u>店頭デリバティブ取引及び有価証券関連以外のデリバティブ取引に係る委託証拠金又はその代用有価証券については、自己の固有財産と明確に区分して管理しているか(分別管理は不要。)</u></p> <p><u>店頭金融先物取引に係る保証金の管理をカバー取引相手方に預託して行っている場合、当該保証金のうちカバー取引に該当しない自己取引に係る保証金がある場合は、カバー取引に係る保証金と自己取引に係る保証金とを明確に区分して管理しているか。</u></p>	<p>— (略)</p> <p>- 2 - 2 業務編・第一種金融商品取引業者</p> <p>9 . 分別管理業務</p> <p>(5) <u>デリバティブ取引に係る顧客分別金</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ (略)</li></ul> <p><u>有価証券関連デリバティブ取引に係る保証金(第一種金融商品取引業者等を相手方とする場合等を除く。)については、以下の取扱いがなされているか。</u></p> <p><u>イ 信託会社又は信託業務を営む金融機関へ信託しているか。</u></p> <p><u>ロ 顧客ごとの顧客区分管理金の額及びその合計額である顧客区分管理の必要額について、毎日計算を行っているか。</u></p> <p><u>ハ 信託財産の元本の評価額が顧客区分管理の必要額に満たない場合には、その日の翌日から起算して2営業日以内に不足額を信託財産に追加しているか。</u></p> <p><u>通貨関連デリバティブ取引に係る保証金(第一種金融商品取引業者等を相手方とする場合等を除く。)については、以下の取扱いがなされているか。</u></p> <p><u>イ 信託会社又は信託業務を営む金融機関へ信託しているか。</u></p> <p><u>ロ 顧客ごとの顧客区分管理金の額及びその合計額である顧客区分管理の必要額について、毎日計算を行っているか。</u></p>
---	---

「金融商品取引業者等検査マニュアル」(抄)

<p><u>カバー取引相手方へ預託した保証金について、相場の変動等により追加すべき保証金が発生した場合には、自己勘定において支払うこととし、顧客勘定として管理する他の顧客の保証金をこれに充てることのないよう管理しているか。</u></p>	<p><u>ハ 信託財産の元本の評価額が顧客区分管理の必要額に満たない場合には、その日の翌日から起算して2営業日以内に不足額を信託財産に追加しているか。</u></p> <p>(削除)</p>
---	--